氷川町 地域支え合いセンター

つながり ささえ合い 安心して暮らせるまちづくり

ひとりで 抱えこまないで まずはご相談ください



地域支え合いセンターは、地震で被災された方々の暮らしの再建に向けて、みなさんに寄り添い、関係機関と連携しながら、必要な支援を行う相談窓口です。

こんなときにご相談ください



私たちがお手伝いします

- 被災された方の生活再建に向けた相談支援
- 関係機関（町役場・社会福祉協議会・専門機関など）との連携
- 地域の見守り活動やつながりづくりの支援
- 必要に応じた訪問支援



相談・お問い合わせ先

氷川町地域支え合いセンター
（竜北福祉センター内）

080-2839-0424　090-7769-0949

受付時間　月～金曜日　午前9時～午後4時
（土日祝日・年末年始を除く）

訪問も行っています

ご自宅での相談を希望される方には、職員が訪問し、お話を伺います。お気軽にご連絡ください。

みんなで支え合う 氷川町のこれからのために

地域支え合いセンターは、被災された方々が安心して暮らせるよう、地域のみなさんとともに、つながり・ささえ合うまちづくりを進めていきます。

氷川町・熊本県司法書士会　共催

暮らしのお困りごとをご相談ください

司法書士による 被災者支援のための 無料法律相談会（氷川町）

令和8年熊本地震により被災された皆様に対し、心よりお見舞い申し上げます。
この度の地震により、氷川町においても甚大な被害が発生し、多くの方が被災されました。
熊本県司法書士会では、被災された皆様への継続的な法的支援のため、
氷川町と共催で無料相談会を開催いたします。

開催期間　令和8年 10月8日（木）から 毎週木曜日（祝日を除く）
※終了時期未定

開催時間　13：00～16：00

開催場所　氷川町・竜北体育センター（竜翔センター）（氷川町島地651）

相談方法　面談形式（予約不要・相談無料）

たとえば、こんなご相談をお受けしています

- ローンが残った住宅や車が被災した。二重ローンになるが、支払いはどうなるか。
- 隣の家の瓦が落ちてきて自宅や車が壊れた。損害賠償などを請求できるか。
- 借家が被災して住めなくなった。家賃は支払い続けなければならないか。
- 会社を経営しているが事業再開の目途が立たない。従業員への給与はどうすればいいか。
- 権利証や実印、通帳などを紛失してしまったが、どう対処すればいいか。
- 家を建て直すために土地の名義変更が必要だが、相続手続きはどう進めればいいか。

★今後も状況を確認しながら、継続的に相談会を実施していく予定です。

お問合せ先　熊本県司法書士会　096-364-2889 | FAX 096-363-1359

令和8年熊本地震

氷川町で 弁護士が 面談相談 無料 をはじめました

一人で悩まずご相談ください

暮らしの再建に向けて、一緒に考えましょう

住まいの再建や生活のことなど、弁護士が皆さまのご相談に応じます。



- 公的支援・罹災証明のこと
- 住まい・不動産・賃貸借のこと
- 住宅ローン・借金のこと
- その他 なんでもご相談ください

場所　氷川町・竜翔センター2階（氷川町島地651）　相談ブースを開設しています

日時　毎週　火曜日・金曜日（祝日除く）　9:00～12:00　13:00～16:00

お問合せ　氷川町 総務課　☎ 0965-52-7111

- 相談は無料です。
- 事前予約は不要です。直接会場へお越しください。
- 相談時間はお一人30分程度です。
- 相談内容によって、「建築士」が弁護士と一緒に相談に応じる場合があります。

熊本県弁護士会

令和８年熊本地震で被災された方への支援制度一覧

第2弾

【令和8年11月1日発行】



※令和8年11月2日修正しました

~~令和8年10月22日時点で決定（予定）~~している支援についてお知らせします。

今後の支援制度については、防災無線や広報誌、町ホームページ、町公式LINE等でご確認ください。

まず必要な手続き

番号	支援メニュー	内容	いつまで	担当・お問合せ
1	り災証明書 被災証明書	調査済証、本人確認ができる書類をお持ちください。（マイナンバーカードなど） 【対象】町内で建物に被害を受けた方（借主も可） 【場所】竜北体育センター（竜翔センター2階） 【時間】9時～12時、13時～16時（12時～13時は休止） ※被害状況が分かる写真はデータで提出いただきます。 現像する必要はありません。	当面の間	調査に関すること 税務課 0965-52-5853 証明発行に関すること 企画財政課 0965-52-5850

住まいを修理する

番号	支援メニュー	内容	いつまで	担当・お問合せ
2	家屋の応急修理	地震により自宅が被災し、屋根・床・壁・トイレなど日常生活に不可欠な部分の修理を行う制度です。 【対象】大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊 【場所】竜北体育センター（竜翔センター2階） 【時間】9時～12時、13時～16時（12時～13時は休止） ※限度額は半壊以上757,000円、準半壊367,000円（税込） ※先に業者へ代金を支払うと対象外になりますので、ご注意ください。	詳しくはお問合せください	建設下水道課 0965-52-5862
3	井戸の応急修理	地震で井戸が壊れ、飲み水を失った住宅の井戸・配管・ポンプ等の応急修理を行う制度です。 【窓口】役場町民課（本庁舎1階） ※限度額：757,000円／世帯	令和8年12月25日	町民課 0965-52-5851

住まいを確保する

番号	支援メニュー	内容	いつまで	担当・お問合せ
4	建設型仮設住宅（自宅敷地内）	生業のため自宅敷地内で暮らす必要がある方へ、敷地内へ仮設住宅（コンテナ型）を設置します。 入居は2年以内。 【対象】地震発生日に氷川町に居住し、住家が半壊以上で解体予定の方。 かつ、ほかに住める家がなく、障害物の除去制度を使っていない方。	当面の間	建設下水道課 0965-52-5862
5	建設型仮設住宅	建設型仮設住宅の整備を進めています。 10月22日時点で、椋地区、法道寺地区、下宮地区などに整備中です。 各住宅の詳細が決まり次第、防災無線や町ホームページ等でお知らせします。 「応急修理」との併用はできません。	詳しくはお問合せください	建設下水道課 0965-52-5862
6	賃貸型応急住宅（みなし仮設）	住む場所を失い、自力で新しい住まいを確保することが難しい方に、県が借り上げた民間賃貸住宅を提供します。 【対象】地震発生日に氷川町内に居住し、住宅が全壊した方。 または、半壊以上でやむを得ず解体する方。 入居後は「応急修理」を利用できません。	詳しくはお問合せください	建設下水道課 0965-52-5862

健康相談のご案内

色々なお悩みを保健師、管理栄養士がお聞きします



- ついつい甘いものに手が伸びる…
- 今年の健診、まだ間に合う？
- 野菜不足が気になる！

生活習慣で気になることがあれば、お気軽に、ご相談ください

氷川町健康センター　0965-52-7254

予約もできます　24時間受付　予約専用QRコード

※相談は電話、健康センターでの面談など様々な方法から選べます

家屋を解体する

番号	支援メニュー	内容	いつまで	担当・お問合せ
7	公費解体	全壊～半壊の家屋等を、所有者の申請に基づき町が解体・撤去します。 公費解体には事前の申請が必須です。中小企業者の事業所も対象になります。 【場所】竜北体育センター（竜翔センター2階） 【時間】9時～12時、13時～16時（12時～13時は休止） 令和9年4月以降の申請受付につきましては、改めてお知らせします。	令和9年 3月31日	町民課 予約専用電話番号 ①050-6887-2407 ②050-6887-3391
8	自費解体 （費用償還）	個人が所有する家屋もしくは中小企業者が所有する事業所等で、全壊～半壊の被害を 受けた家屋等について、自ら解体・撤去した費用については費用償還の対象になります。 【場所】竜北体育センター（竜翔センター2階） 【時間】9時～12時、13時～16時（12時～13時は休止） 令和9年4月以降の申請受付につきましては、改めてお知らせします。	令和9年 3月31日	解体に関する お問い合わせ 050-6877-4469

ごみを片付けたい

番号	支援メニュー	内容	いつまで	担当・お問合せ
9	災害ごみの 受入れ	地震により家庭等で使えなくなった家財等に限り、仮置場に持ち込めます。 【時間】9時～11時45分、13時～15時45分（日曜日を除く） 【場所】竜北グラウンド	当面の間	町民課 0965-52-5851
10	車両の貸出	今回の地震で被災された方を対象にレンタカーの無料貸出を行っています。 ■場所　　竜北福祉センター（竜翔センター１階） ■貸出車両　軽トラック ※最長3日間利用可能（期間中、何度でも利用できます） 片付けや荷物の運搬等にご活用ください。	当面の間	日本カーシェアリング協会 050-5799-4740
11	災害 ボランティア	住宅のあとかたづけ、敷地内や住居内の家財撤去などを ボランティアへ依頼できます。お電話でお申し込みください。 【受付時間】9時～16時（日曜日を除く） 【実施主体】氷川町社会福祉協議会	当面の間	ボランティア依頼専用番号 ①080-5067-9065 ②080-5066-9504 ~~③080-5066-9457~~ ~~④080-5066-9251~~

入浴施設

番号	支援メニュー	内容	いつまで	担当・お問合せ
12	お風呂の 無料開放	①竜北福祉センター（竜翔センター１階） 【時間】14時～21時　※月曜休館 ②宮原福祉センター 15時～18時30分（最終受付：18時）※日曜休館 ~~【時間】14時～18時30分（最終受付18時）※日曜休館~~ ③氷川中学校（体育館前） 【時間】15時～21時	当面の間	竜北福祉センター 0965-52-5121 宮原福祉センター 0965-62-3456

証明書・マイナンバーカード

番号	支援メニュー	内容	いつまで	担当・お問合せ
13	マイナンバー カードの再交付	災害によりマイナンバーカードを紛失・破損した場合の再交付手数料を免除します。 ※り災証明書または被災証明書の提示が必要です	当面の間	町民課 0965-52-5851
14	証明書の交付 手数料免除	【町民課】印鑑登録証、印鑑登録証明書、住民票の写しの交付 【税務課】所得証明書、固定資産名寄帳証明書など税に関する証明 ※り災証明書を窓口にお持ちください。	当面の間	町民課 0965-52-5851 税務課 0965-52-5853

熊本県では、令和8年度熊本地震による被災者や支援者の
心のケアを行うために**10月15日「熊本こころのケアセンター」**を設置しました。

食欲がない、眠れない等の心の不調があり、話を聴いてもらいたいとき等、
お気軽にご相談ください。専門スタッフが電話で相談をお受けします。

070-7892-3768　電話対応時間　月曜～金曜　午前9時～午後4時（祝日・年末年始を除く）

医療・介護・福祉に関すること

番号	支援メニュー	内容	いつまで	担当・お問合せ
15	医療・介護・障がい 福祉の利用料免除 （窓口負担の免除）	次のいずれかに該当する方は、医療保険（国保・後期高齢）の窓口負担や介護保険・ 障害福祉サービスの利用料について、支払いが不要となります。 医療機関等の窓口で申出ください。　※り災証明書の提示は必要ありません。 ①住家が全半壊又はこれに準ずる被災をした方 ②家計を支えている人が亡くなった、または重いけが・病気になった ③家計を支えている人が行方不明 ④家計を支えている人が仕事・業務を廃止、休業した ⑤家計を支えている人が失業して、現在収入がない	医療・介護 令和9年 2月28日 障害福祉 令和8年 11月30日	医療保険に関すること 町民課 0965-52-5851 介護保険・障害福祉 サービスに関すること 福祉課 0965-52-5852

生活をたてなおす

番号	支援メニュー	内容	いつまで	担当・お問合せ
16	被災者生活 再建支援金	全壊・大規模半壊・中規模半壊・解体世帯などが対象となります。 【場所】竜北体育センター（竜翔センター2階） 【時間】9時～12時、13時~16時	詳しくは お問合せ ください	福祉課 0965-52-5852
17	生活援護資金の 貸付	世帯主が負傷された方、住居・家財に被害があった方に対して災害援護資金貸付けを行います。 被害の程度・世帯主の負傷の有無に応じて貸付限度額があります。【150万円～350万円】 ■貸付条件　償還期間：10年（据置期間3年）利率：年3%（据置期間中は無利子） ※貸付には連帯保証人が必要になります。 ※世帯人数に応じて所得金額による制限があります。 ■受付場所　竜北体育センター（竜翔センター2階） ■受付時間　9時～12時、13時～16時 ~~令和8年11月3日以降の申請受付につきましては、改めてお知らせします。~~	~~令和8年 11月2日~~ 令和9年 2月1日	福祉課 0965-52-5852

なりわい支援（農業・商工業）

番号	支援メニュー	内容	いつまで	担当・お問合せ
18	営農再開に向けた 支援事業	主な支援メニュー ①農業用機械・施設等の復旧支援（ハード事業） ②経営再建のための金融支援 ■受付場所　竜北体育センター（竜翔センター2階） ■受付時間　9：00～12：00、13：00～16：00	令和8年 12月28日	農業振興課 0965-52-5854
19	商工会の 特別相談窓口	経営に関するあらゆるご相談に専門家がお応えします。 【対象】町内の中小企業・小規模事業者 【相談内容】経営に関する相談、資金繰りや金融（融資制度など）に関する相談など	当面の間	氷川町商工会 0965-62-2021

給水

番号	支援メニュー	内容	いつまで	担当・お問合せ
20	応急給水	応急給水栓を常時設置しています。給水容器をご持参ください。 ■すぱーく竜北　北側駐車場（竜翔センターそば） ■JA吉野選果場　北側駐車場（道の駅竜北駐車場うら） ■宮原振興局（宮原郵便局となり）	当面の間	総務課 0965-52-7111 八代生活環境事務組合 0965-62-2049